

Vol.91 行政連携

富宅正浩 柏原市長インタビュー



Profile

柏原市長 ^{ふけ} ^{まさひろ} 富宅正浩 氏

昭和50年10月24日生まれ

平成13年4月 八尾市役所に入職

平成25年9月 柏原市議会議員に当選

平成29年3月 柏原市長に就任

Kashiwara City Data

【柏原市の概要】

人	□	68,824人 (令和2年1月末現在)
総世帯数		31,571世帯 (令和2年1月末現在)
面積		25.33km ²
一般会計予算		265億9793万円 (令和元年度)

about Interview

【日 時】令和2年1月28日(火)午後3時~午後4時

【場 所】柏原市役所 市長室

【聞き手】川村 和久(大阪弁護士会副会長)

森本 宏(行政連携センター運営委員会委員長)

永榮久仁子(行政連携センター運営委員会副委員長)

—— まず、柏原市のプロフィールについてお話しいただけますか。

柏原市は、大阪府の南東部に位置し、奈良県との府県境にありながら大阪の中心部からは20kmという非常に近い距離にあります。まちの中心を大和川が流れ、面積の3分の2は山という自然環境に非常に恵まれたまちです。

それから、山麓にはぶどう畑が多く、「柏原ぶどう」としてよく知られているほか、そのぶどうを使ったワインも有名です。去年のG20大阪サミットでも、柏原産のワインが使われ、実は柏原のぶどうもそのときに振る舞われていまして、今、非常に注目を集めているまちだと思っています。

市長となった経緯

—— 市長は、八尾市役所に勤められて、その後、柏原市議会議員をされた後に、平成29年3月に市長に就任されていますが、市長選に立候補された経緯やきっかけについて教えていただけますか。

公務員になったのは、私が予備校生だったときに起きた阪神・淡路大震災がきっかけです。私は2月の試験に向け

て勉強を続けていたのですが、同じ予備校の中でも試験を受けるのを翌年にして神戸にボランティアに行った人もいたんです。それから私はあのとき何もできなかったという後悔を持っていて、災害に強いまちづくりをやりたいと公務員を志し、実際に採用されてからはそういう仕事もさせてもらいました。その後、東日本大震災が起き、東日本に全国の自治体職員が応援に入ることになったので、私もすぐにでも行かせてほしいという思いはあったのですが、そのとき既に役職についていたこともあって、残念ながらその思いは叶いませんでした。そうした経験から公務員の仕事に限界を感じ、政治の力で災害に強いまちであり、国をつくっていききたいという思いを奥底に持つようになり、政治家の道へと進みました。ですから、柏原市の災害対策は進んでいるという自負があります。

そして、市長になることを決意したのは、柏原が大好きやというところが一番ですが、役所で働いた後、市議会議員としても経験を積ませていただく中で、災害に強いまちづくりや、子育て支援、教育はもちろん、私は人が好きなので、市民の皆さんに健康で長生きしてもらいたい、そうした強い思いをもって施策を実行し、このま

ちの舵取りをしていくのは市長しかないと考え、市長選に立候補しました。

市政での取組について

—— 平成29年3月に市長に就任されて現在1期目ですが、柏原市で抱えている課題と特にこれに取り組みたいと考えておられることは何でしょうか。

人口減少によって税収が減ってしまう、しかし、高齢化によって社会保障費は増えているという中で、どれだけ効率的・効果的な行政運営をしながら財政健全化を図っていくかを考えていかねばならず、そういう意味で非常に難しい時代となっています。その中でも、私は、未来への投資に力を入れていまして、子育て支援、教育環境、こういったところを徹底的にやっていきたいと考えています。今、おかげさまで柏原市では待機児童はいないですし、来年4月に新しく認定こども園ができるなど、子どもたちの分野についてはだんだんと成果が出始めているのかなと思います。また、市民の皆さんが健康で笑顔で長生きできるまちづくりも同時に進めているところです。

こうした成果は、人口という数字にも出るものでして、去年の9月から12月にかけて市の人口が増えています。これはすごいことでして、私の力ではなく、職員みんなが頑張ってくれているからこういう成果を出せています。こうしてちょっとずつでも成果が出てくれたらうれしいなと思っています。

弁護士の活用について

—— 次に、弁護士の活用という点についてお聞きします。

現在、柏原市ではどのような場面で弁護士を活用されていますか。

顧問弁護士に関しては、法務全般のサポートという意味で様々な法令上の相談に対応いただくとともに、審議会や附属機関の委員になっていただいています。あとは、市民の無料法律相談も大阪弁護士会にお世話になっていますし、本年度からは任期付職員として弁護士を採用し、専門的な立場から、職員からの質問などに対応いただいています。

—— 市議会議員、市長のご経験から、弁護士を必要とする分野にはどのようなものがあるとお考えでしょうか。

今はコンプライアンスが当たり前のように言われていますし、法令を遵守していくことは絶対に外してはいけないところだと思っています。ただ、実際の行政の現場では、法令上の判断が非常に難しいというか、フジーな場面が数多くあります。そこで、法的な知識・経験を持っている方にアドバイスをいただいて判断していくという意味では、弁護士の存在は非常に大きいなと。適切な判断をする一助になっていただいていると思います。

任期付職員としての弁護士採用について

—— 柏原市では、現在、任期付職員として弁護士を採用されています。実際に弁護士が任期付職員として入ったことによって庁内の変化があったとすれば、具体的にどのような点でしょうか。

任期付職員を採用するまでの間は、法解釈などに疑問が生じたときには、顧問弁護士にアポイントメントをと



▲左から、永榮久仁子副委員長、高常舞弁護士(任期付職員)、松井久尚副市長、富宅正浩市長、川村和久副会長、森本宏委員長

って、職員が事前に要点整理をしてから相談に出向いていたので、実際の相談までに時間がかかっていました。

任期付職員として弁護士が庁内に常時いてくれて相談できるようになってからは、相談までの時間が短縮され、迅速に法令上の疑義を確認することができるようになりました。法律というのは難しいですが、近くに専門家がいてアドバイスをいただける環境をつくることによって、職員全体の業務の円滑化・効率化が図れると思っています。実際に様々な部署の職員から、本当にいてくれて助かる、すぐ聞きに行けるし、気軽に相談できるのでありがたいといった話を聞いています。

また、法務研修などもやっていただいております、職員全体の法務能力が底上げできることは、市にとってたいへんプラスだと思います。市民の方は本当に様々な要望を持っておられて、今後ますます多様化していくと思うので、それに対して法的な部分の知識を深め、備えておくことは、これからの時代だからこそ必要なことだろうと考えています。

—— 弁護士を任期付職員として採用すると決められてから、実際に採用するまでに苦労された点や障害などはございましたか。

まず心配だったのが、公募したときに誰も手を挙げてくれなかったらどうしようということでした。この市で初めての取組だったのですが、実際には応募もそれなりにあって、今、非常に優秀な方に来ていただいていますので、とてもありがたいと思っています。そんなに障害が高いということはないかと思います。

—— 外にいらっしゃる顧問弁護士と庁内弁護士のすみ分けはどのようにされているのでしょうか。

顧問弁護士には、主に訴訟を担当していただいています。任期付職員の庁内弁護士には、日常の業務における職員の法律相談と、法的な紛争が生じないように予防法務を進めていただいています。両方とも弁護士ですし、顧問弁護士にもいろいろと相談させていただいて、優しく丁寧にアドバイスをいただいておりますが、職員にしたらず顧問弁護士は少し敷居が高いと感じているのか、やはり同じ職場に職員として弁護士がいるというのは、たいへん心強く感じているようです。

—— 職員の方が気軽に相談できて心強いということは、任期付職員を採用したどの自治体の方も言われています。法的リスクがどの程度あるかについて早めに相談して

もらうと対応しやすいでしょうし、そういう意味でも庁内に弁護士がいるというのは非常にいいかなと思います。

すごいことだと思いますよ。正規職員でそういう人が入ってくれたらより良いのですが、そこまでいなくても、任期付職員として弁護士を採用する動きは絶対広がるだろうと思います。

弁護士会との連携について

—— 次に、行政連携センターが作成した、行政連携の「お品書き」をごらんになって、興味がある分野、あるいはお役に立てそうなメニューはありますか。

このメニューを見てまず思ったのは、本当に様々な分野で行政にご協力いただいているということで、まずは改めて感謝申し上げますとともに驚いたというところです。特にこれからはコンプライアンスはもちろん、学校関係も行政としては重点的に取り組む必要のある課題だと考えておりますので、そういった分野でもご協力いただいているというのは本当にありがたく思います。その他にも法律相談をはじめ、多彩な市民サービスのメニューをご用意いただいているので、本当に弁護士会の存在自体が心強いと思っています。

—— 大阪弁護士会も行政連携にはかなり積極的に取り組んでいますが、弁護士・弁護士会の自治体との連携の取組について何か期待をすることはございますか。

変化が激しい時代であり目まぐるしく社会情勢が変わっていますから、そんな中で複雑化・多様化していく市民ニーズに法的にどう対応するかという課題がまだまだ増えていくと思います。先ほどの「お品書き」にもありましたように、いろいろな分野でご協力いただいているというのは、市民の皆さんにとっても、自治体にとっても安心ですし、今後ともいい意味での相談相手になっていただければありがたいと思っています。

—— 本日は、お忙しいところ、長時間にわたり、ありがとうございました。

ありがとうございました。

■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先
大阪弁護士会行政連携センター

電話 06-6364-1681

(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)